

中国（注意喚起まとめ）

ビザセンター窓口で受付をされても、**大使館領事部で書類却下となった場合、ビザセンターの手数料が発生します。**

●パスポート：

半年・1年マルチ希望 → 2回以上の渡航スタンプ
2年マルチ希望 → 2回の渡航スタンプ +
シングル/ダブルのシールが2枚以上または
マルチビザのシールが1枚以上

- ① 2015年1月1日以降に発行されたものを提出する場合は、旧旅券原本の提出が必須。
下記の場合は理由書を提出。
- a. 旧旅券提出ができない場合
 - b. 旧パスポートを提出した上で、新旧のパスポート間隔が5年以上空いている
- ② 発給年にかかわらず、旅券に渡航歴が全くない（使った形跡がない）場合は、旧旅券原本の提出が必須。提出できない場合は理由書を提出。

●申請書：

消せるボールペンでの記入、修正テープでの修正は不可
記入を間違った場合は二重線で修正の上、サインをすること

●写真：

背景は必ず白
大使館規定では全体のサイズ4.8x3.3cmだが、4.5x3.5cmでも申請可能
顔の大きさは3センチ前後
6ヶ月以内撮影のもの

●観光査証用資料：

航空券の予約確認書 → ・日本・中国の往復が必要
・香港から陸路の場合は香港までの往復と
中国の出入国がわかる日程表を提出

ホテルの予約確認書 → ・申請者名必須
・ホテルの名前、住所、電話番号まで全て必須
・航空券の出入国と滞在期間が一致すること

● 業務用資料（招聘状）：

社判の印影はかならずはっきり（社名が判読できないものは不可）

現地責任者のサイン必須

マルチ希望の際は3回分の日程とビザタイプを明記

1年/2年のマルチ90日申請の場合は申請者の所属先の現地子会社またはグループ会社の費用負担者を明記する際は必ず日本企業を負担者とする

宛先は正確に（正しく書けないのであれば最初から書かない）

個人情報（パスポート記載の情報）は間違わないこと

● 日本籍以外のマルチ親族訪問（Q2）：

家族情報がすべて表記された 日本の住民票 も必須

● 18歳未満：

両親どちらかのパスポートコピーが必要。

また、申請書の **4枚目・項目五** に関して、**パスポートコピーを提出する親の情報と両親からのサイン** が必要。

● 片親が中国籍：

親が中国籍 → 必ず親の在留カード両面コピーを提出

申請者が **2歳未満** → 親の在留資格が永住でなければ大使館で旅行証の申請 が必要

出生時に親が永住でなかった。または日本籍に帰化していなかった場合

→ そのまま申請可能だが、説明文書（大使館指定のフォーマットあり）を親から提出すること。

「申請する子供が中国パスポート、通行証、旅行証、戸口を
取得したことがない（またはある）」旨を説明

レターは手書き、日本語、中国語、いずれも受付可

注：ビザタイプに関係なく上記ルールを適用

申請者が成人でも未成年でも原則的に上記ルールを適用

元中国籍は別途追加書類を求められる可能性あり

● 就労（Z）とZと同時申請の就労家族（S1）：

普通申請のみの受付。加急、特急申請での受付は不可。

外国人工作許可通知のバーコードデータが中国大使館領事部に入っていないため、**就労ビザの申請が却下されるケースあり**（提出された許可通知が下記の場合、可能性大）

- ・ **3～4日以内に発行**されたもの
- ・ **東京の中国大使館以外の領事館**に入電されたもの

● 公用：

現在は下記の書類が提出必要

申請書

写真（写真の規定は一般のビザと同じ）

公用パスポート

口上書

（＊口上書の内容＝日本大使館以外への訪問を目的とする場合→招聘状が必要）

フライトの情報がわかるもの（チケット、予約書等）

● 外国籍：

下記国籍は特別料金：

ブラジル、アルゼンチン（2017年末より）

カナダ、アメリカ、ルーマニア